

令和元年

第13回教育委員会会議

議案（第43号）

秋田県教育委員会

議案第43号

秋田県指定文化財の指定の解除について

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第5条第1項の規定により、次の秋田県指定有形文化財（考古資料）の指定を解除する。

名称	所在地	所有者
高森岱遺跡出土土偶	北秋田市綴子字胡桃館	個人

令和元年8月22日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

第91回秋田県文化財保護審議会において、秋田県指定有形文化財考古資料「高森岱遺跡出土土偶」の指定を解除することが適当であるとの答申があった。この指定の解除については、秋田県教育委員会の議決を得る必要がある。

これがこの議案を提出する理由である。

たかもりたい
高森岱遺跡出土土偶

- 1 種 別 有形文化財（考古資料）
- 2 名称及び員数 高森岱遺跡出土土偶 1点
- 3 指定年月日 平成23年3月23日
- 4 出土地 北秋田市脇神字高森岱16番地 高森岱遺跡
- 5 旧所在地 北秋田市綴子字胡桃館
- 6 旧所有者 個人
- 7 説 明

縄文時代晩期の大型遮光器土偶で、全身に描かれた渦巻き状の文様や、肩と腰が張り出し、手足が小さく抽象化されている点など、晩期前半の特徴を示しており、同時期を代表する土偶として指定された。

- 8 解除の理由
東京都在住者に所有の変更があったため。



高森岱遺跡出土土偶